

資料

類似職種について*

竹谷春逸** 中村重敏** 鈴木賢治***
小川孝子** 横山郁一**

昭和60年4月より、身分部内に類似職種対応委員会が発足した。現在理学療法と関連する職種として資格制度はないが義肢装具士、呼吸療法士、ストーマ療法士等が生まれ講習会などが開催されている。

我が国においても経済の発展に伴い、職場、家庭での機械および電気製品等による省力化や都市化などによる身体活動の減少、栄養の過剰、精神緊張の増加、老齢人口の増加により健康の障害が増えている。このことにより一般大衆の中に健康への関心が高まりエアロビクスやフィジカルフィトネス、スポーツなどが盛んになっていく。これらが無防備の状態で、行われていることでかえって身体に障害を引き起こすことしばしばみられる。このためスポーツ医学、指導者の育成、アスレチックトレーナー養成等が急がれている。

今年は理学療法士法に関連する法律、医師法、看護婦法、医業行為、医業類似行為等について調査検討を加えた。

理学療法と医療行為

理学療法の定義は理学療法士、作業療法士法137第2条「理学療法とは、身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動に行わせ、および電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることをいう。」と規定されている。WHOの定義は「治療的運動療法、温熱、寒冷、光線、水、マッサージ、電気刺激等を用いる身体的、治療の科学、および技術であって、治療目的は鎮痛、循環改善、障害の防止と軽減および筋力、協調性を最大限に回復することである。治療体操は単なる基本的関節運動のほかに身体の移動、歩行能力獲得も含まれる、これ

らの治療のため種々の検査、測定も理学療法士によっておこなわれる」としている。我が国の法律では対象が障害を有する者、目的が基本的動作能力の回復と狭義に限定されている。WHOは対象は言明せずに目的も鎮痛、循環促進、障害の防止と軽減、筋力、可動性、移動能力の獲得とされ、治療計画の根本をなす評価および測定検査のことも理学療法に含まれるとしている。

法137第2条3理学療法士とは、「厚生大臣の免許を受けて、理学療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、理学療法を行うことを業とする。」

第15条業務理学療法士または作業療法士は保健婦、助産婦、看護婦法第1条1項および32条の規定にかかるらず、診療の補助として理学療法又は作業療法を行うことを業とする。(第3条1項は看護婦業務の制限、第32条は準看護婦の業務制限である。)

第5条看護婦とは「厚生大臣の免許を受けて、傷病もしくはじょく婦に対する療養上の世話または診療の補助をなすこと」をいう。第6条準看護婦とは「都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師または看護婦の指示を受けて、前条に規定することをなすことを業とする。」

第37条医療行為の禁止、保健婦、助産婦、看護婦または準看護婦は、主治の医師又は歯科医師の指示があった場合の外、診療機械を使用し、医薬品を投与し、又は医薬品について指示をなしその他医師もしくは歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。但し、臨時応急の手当をなし、又は助産婦がへそのおを切り、かん腸を施し、その他助産婦の業務に当然付随する行為をなすことはさしつかえない。医師法201第17条医師でない者の医業禁止、医師でなければ、医業をしてはならない。

医業とは、人の生命や健康を管理すべき業務をいう。医師がその社会的地位に基づき、反復継続の意思をもって、疾病の診察、治療または予防を目的とする行為並びに保健指導を行うことを意味する。業とはその社会的地位に基づいて、反復遂行する意思をもって、その仕事に

* Physical Therapy and Related Occupation

** 身分部類似職種対応委員会 浜松医科大学附属病院

Syunitsu Takeya, Shigetoshi Nakamura, Takako Ogawa and Yuichi Yokoyama : Hamamatsu University Hospital

*** 袋井市民病院

Kenji Suzuki : Fukuroi Hospital

従事してこれを行うことをいい、それが本業であると副業であると、それによって利得をうると否と、それを正業とすると否とを問わない。医療行為には、問診、打診、聴診、各種の検査等による疾病の診断、注射、投薬、薬液の塗布、外科的手術等の治療、リハビリテーションなどの予後の治療行為、その他予防ないし公衆衛生目的のための医療的措置をも含む。これらの行為は、医療技術に即した方法で行われるとき医療行為として承認される。

医療類似行為

医療類似行為とは、疾病的治療又は保健目的をもって光熱器械、器具その他の物を使用、応用、又は四肢もしくは精神作用を利用して行われる各種の施術で、西洋医学上の診療等にあたらない療法をいう。これはあんま、マッサージ指圧、はり、灸、柔道整復のように、法律によって公認されているものとそれ以外のその他の医療類似行為にわかれれる。その他の医療類似行為には電気、光線等がふくまれている。

法217号あん摩マッサージ指圧、はり、灸、柔道整復師法ではこれを業とする者は、免許を受けなければなら

ないとだけあり、業務内容にはふれていない。あん摩マッサージ指圧は器械器具を使用せずに、術者の手指で相手の体表面を力学的（触れたり、撫ぜたり、もんだり、押したり、震わせたり、叩いたり）刺激を加え、生体反応を起こし、変調を整え、病気を予防し、健康を増進する施術である。あん摩法は、中国におこり、日本に渡ってきた手法で、漢方医療の一科として、経絡、經穴の理論を基に体系化されている。

マッサージはフランスにおこり、明治に日本に輸入された施術で、医療補助の目的で用いられた。指圧法は、柔道の活法、導引、古法あん摩から発展した施術で、大正初期にアメリカの整体法の理論と手技をとりいれた施術である。これらの中には他動、自動、抵抗運動等も入っている。はりとは、金、銀、鉄製のはりをもって、生体の局部に刺激を与え、血管に収縮作用を起こさせ、筋肉を和らげ、神経の興奮を抑え、苦痛を緩和する療法である。灸とは、漢方医療のひとつで、もぐさを人の局部につけて、これに火を点じて焼き、その熱気を用いて施術を行う療法である。柔道整復とは、打撲、捻挫、脱

	資格の有無	講習会の有無	受講資格・対象
呼吸療法士 呼吸療法技術者	なし	日本胸部外科学会、日本胸部疾患学会、日本麻酔学会より構成された呼吸療法士委員会により毎年夏に研修会が開催されている。	看護婦、理学療法士、その他
アスレチック・トレーナー	なし	ソニー企業主催、日本体育協会後援、アシックス協賛にて毎年夏に講習会が開催されている。	
体力相談士 (体育施設協会 認定体力相談士)	あり	体育施設協会主催「体力相談士養成講習会」受講、資格認定試験合格	* 満25才以上で医師、教員等の免許を有し体育指導等の経験のあるもの
トレーニング 指導士	あり	日本体育施設協会の行う「トレーニング指導士養成講習会」受講、資格試験合格	満19才以上でウェイト・サーキットトレーニングを1年以上経験したもの
ストーマ療法士	なし	日本大腸肛門学会、日本泌尿器科学会、日本看護協会共催による講習会が年2回開催されている	医師、看護婦
特殊教育教員	あり	資格試験あり	**

* 25才以上で次の条件を満たす。

- 1) 保健体育の教員免許を有し、2年以上の体育指導、体力相談の体験のあるもの。
- 2) 医師の免許を有し、体育指導、体力相談の経験者。
- 3) 大学（4年制）卒業者で、3年以上体育指導、体力相談の経験者。
- 4) 5年以上の体育指導または体力相談の経験を有し、前記3項目の資格と同等以上。

** 受験資格：次の各項目のいずれかに該当するもので、大学、短大、又はこれに相当する教育機関において教育、または心身障害者の指導に関し1年以上の課程を終了した者、または学校、医療保健施設、児童福祉施設等において2年以上心身障害者の指導をした者

- 1) 大学（短大を除く）を卒業した者。
- 2) 学校教育法第56条第1項の規定により大学に入学することができる者で、年令が満22才以上の者。
- 3) 大学入学資格検定規定付則第4項の表の条覧の各号該当者。

臼及び骨折に対し、その回復を図る施術をいう。また、脱臼及び骨折の患部は医師の同意を得た場合だけに限り、施術できる。法137号15条2項理学療法士が病院もしくは診療所において、または医師の指示を受けて、理学療法として行うマッサージについては、法217号第1条の規定は適用しないとなっている。

1) 呼吸療法士、呼吸療法技術者

米国では呼吸療法の専門職として呼吸療法士、呼吸療法技術者があり、前者は高卒4年の大学プログラム、後者は2年の短大プログラムで国家試験によって資格を得ることができる。職務内容としては医用ガスや環境制御装置、薬物、呼吸器の評価、治療、管理、コントロールをおこなう。

2) アスレチック・トレーナー

現在、日本体育協会での公認の制度や資格制度はないが、プロ野球や企業サッカー等のチームではトレーナーとしてテーピング、電気治療、マッサージ、トレーニング指導などを行っている。

3) 体力相談士

スポーツクラブや体育施設等の指導者に健康や体育についての相談や運動処方等に応ずる。

4) トレーニング指導士

トレーニング場でウェイト・サーキット・アイソメ・中高年トレーニング等の指導と施設の管理にあたるのが職務である。

5) ストーマ療法士

日本では正式な資格制度はない。大腸の手術などで人工肛門を作るケースにおいて術前より、患者の不安を取り除き、心の準備をさせる。また社会復帰に必要な人工肛門の位置を決め、集便袋の種類や、袋の固定に使う粘着剤、装具の選定を行う。

6) 特殊教育教員

本資格認定試験は、昭和48年7月の教育教員免許法等の一部を改正する法律の制定施行によりおこなわれている。この免許取得者は特殊教育諸学校、特殊学級において聴覚障害児、肢体不自由児または言語障害児の養護訓練担当ができる。

引用文献

- 1) 芹沢勝助：あん摩マッサージの理論と実技、医歯薬出版株式会社、1969.
- 2) 医療六法、中央法規出版株式会社、1978.
- 3) 国試資格試験全書、自由国民社、1985.
- 4) 古賀良平：呼吸器疾患に対する肺理学療法、理・作・療法、19(9) 1985.